

- 議案第137号 大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 議案第139号 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第147号 大津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

議案第137号、第139号及び第147号について、一括議題として
ご説明いたします。なお、当議案については、異なる2つの趣旨により
条例を改正するものであり、1点目が職員の子育て支援時間の創設、2
点目が会計年度任用職員の給与改定となっておりますため、それぞれ
の資料にて、説明させていただきます。

まず、1点目の職員の子育て支援時間の創設についてご説明します。

大津市職員の子育て支援時間の創設について、という標題の資料を
ご覧ください。

2 ページ目をお願いいたします。

改正を必要とする条例は、記載のとおりでございます。

改正の趣旨は、職員が仕事と子育てを両立することができる勤務環
境を充実させる観点から、育児部分休業に準じた新たな休暇制度を創

設するものです。

3ページ目をお願いいたします。

改正内容につきましては、小学校又はこれに準ずる学校に就学している子のうち、第1学年から第3学年までの子を養育している職員に対して、子育て支援時間として新しく休暇を創設するものです。

制度概要としまして、対象者は正規職員です。取得方法は、1日につき2時間を超えない範囲で、30分単位で取得可能とするものです。給料は無給です。

実施時期は、令和6年4月1日を予定しております。

以上が、職員の子育て支援時間の創設にかかる説明となります。

次に、2点目の会計年度任用職員の給与改定についてご説明します。

会計年度任用職員の給与改定について、という標題の資料をご覧ください。

2ページ目をお願いいたします。

改正を必要とする条例については、記載のとおりです。

改正の趣旨については、令和5年の人事院勧告及び滋賀県人事委員会勧告を受け、国家公務員、滋賀県職員等との均衡を図るため、勧告の内容を踏まえ給料表及び期末手当支給月数について所要の改正を

行うものであります。

また、地方自治法の改正により、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するための所要の改正を行うものであります。こちらも国家公務員、滋賀県職員等との均衡を図ろうとするものです。

なお、大津市職員の育児休業等に関する条例については、育児休業をしている職員に対する勤勉手当の支給に関連して、条文のうち会計年度任用職員を除く規定を削除する改正であります。

3 ページ目をお願いいたします。

実施時期についてであります。①の給料表の改定と期末手当の支給月数の改定については、令和5年4月1日に遡って施行しようとするものであります。

これまで、会計年度任用職員については、給料表の改定を翌年度からの適用としてきましたが、人事院の指針改正を受けた国の非常勤職員の動きを踏まえ、本市会計年度任用職員においても、正規職員と同様に適用の時期を令和5年4月に遡及して改定を行うものであります。

次に②の勤勉手当の支給に関する規定の創設及び令和6年度以降

の期末手当の支給月数の改定については、令和6年4月1日付けで施行するものであります。

4 ページ目をお願いいたします。

改正内容についてであります。給料表については国の給料表に対応する号給について同様の改定を行います。行政職給料表では、月額8,700円から12,000円の増額改定となります。

期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数、2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減じることによるものです。

5 ページ目をお願いいたします。

勤勉手当については、令和6年4月1日から年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。支給の対象となる会計年度任用職員は、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員です。これは期末手当の支給対象範囲と同様であります。

これまで、地方自治法上は、フルタイム会計年度任用職員のみ勤勉手当の支給に関する規定がありましたが、国の事務処理マニュアルにおいて支給しないことを基本とするよう示されておりました。今般、地方

自治法の改正により、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が規定されるとともに、同マニュアルも改訂され、フルタイム・パートタイムともに対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきとされました。

6 ページ目をお願いいたします。

影響額については、記載のとおり、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。